

東郷町自立支援協議会設置要綱

東郷町自立支援協議会設置要綱（平成24年4月1日施行）の全部を改正する。

（設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3の規定に基づき、障がい者及び障がい児への支援の体制の整備を図るため、地域における支援体制に関する課題について関係機関等が情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議する場として東郷町自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整（以下「協議等」という。）を行うものとする。

- (1) 困難な事例への対応に関する協議等
- (2) 地域における関係機関のネットワークの構築に向けた協議等
- (3) 福祉サービスの利用に係る受託者の中立性及び公平性を確保するための協議等
- (4) 東郷町障がい者計画、東郷町障がい福祉計画及び東郷町障がい児福祉計画に関する協議等
- (5) 地域の社会資源の開発、改善に関する協議等
- (6) その他、障がい者等の地域生活の支援に関する協議等

2 協議会は、前項の協議等のほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会として、地域における障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 障がい者相談支援事業者の代表者

- (2) 障がい福祉サービス事業者の代表者
- (3) 保健又は医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 雇用又は就労関係者
- (6) 障がい者関係団体の代表者
- (7) 学識経験を有する者
- (8) その他町長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報償)

第5条 委員が第7条第1号に定める会議に出席した場合における報償費は、予算の範囲内において支給するものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(全体会議)

第7条 協議会は、必要に応じて全体会議を開催するものとし、会長が招集する。ただし、委員任命後最初の協議会は、町長が招集する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料の提出を求めること又は全体会議に出席を求めその意見を聴くことができる。

(事務局会議)

第8条 協議会は、運営及び協議事項の総合的な進捗管理を行うため、事務局会議を置く。

- 2 事務局会議は、福祉部福祉課職員及び障がい者相談支援事業者の職員をもって構成する。

3 事務局会議は、地域の課題や情報を集約し、整理及び分析を行い、協議会や専門部会へ提案又は報告する事項について協議等を行う。

(専門部会)

第9条 協議会は、特定の事項について調査及び研究を行うため専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、各部会に係る機関等の代表者又は職員（以下「部会員」という。）をもって構成する。

3 専門部会は、必要に応じて開催するものとし、会長が招集する。

4 専門部会は、事務局会議から提案又は報告のあった事項について、その内容に該当する専門部会が協議等をし、その結果を事務局会議へ提案又は報告するものとする。

(個別支援会議)

第10条 個別支援会議は、必要に応じて随時開催する。

2 個別支援会議は、事務局会議が必要と認めた関係者を招集する。

3 個別支援会議は、個別の相談事例、困難事例等への対応について協議等を行う。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

2 前項の規定にかかわらず、協議会の庶務の一部又は全部を委託することができる。

(秘密の保持)

第12条 自立支援協議会の委員、部会員及び会議へ出席した者は、会議において知り得た個人に関する秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（平成27年3月31日要綱第20号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日要綱第12号）

この要綱は、平成29年3月28日から施行する。

附 則（平成31年1月31日要綱第2号）

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。